表5 介護休暇の状況

介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当である と認められる場合における休暇です。

〇 介護休暇制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

(単位:団体)

区分	団体数	導入済	未導入		
県内市町村	62	62	0		
	(100%)	(100.0%)	(0.0%)		
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721	1,721	0		
	(100%)	(100.0%)	(0.0%)		

〇 介護休暇の取得状況(令和5年度)

(単位:人)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
	男性職員	8	1	7	0	0	0	0	0	0
 県内市町村		(17.8%)	(12.5%)	(87.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
宗內印画刊	女性職員	37	3	22	9	1	1	1	0	0
		(82.2%)	(8.1%)	(59.5%)	(24.3%)	(2.7%)	(2.7%)	(2.7%)	(0.0%)	(0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	330	61	187	67	6	4	4	0	1
		(30.2%)	(18.5%)	(56.7%)	(20.3%)	(1.8%)	(1.2%)	(1.2%)	(0.0%)	(0.3%)
	女性職員	762	48	420	246	28	16	4	0	0
		(69.8%)	(6.3%)	(55.1%)	(32.3%)	(3.7%)	(2.1%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.0%)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数						
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超	
県内市町村	男性職員	8	3	5	0	0	0	0	
		(17.8%)	(37.5%)	(62.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
	女性職員	37	18	7	2	4	0	6	
		(82.2%)	(48.6%)	(18.9%)	(5.4%)	(10.8%)	(0.0%)	(16.2%)	
全国市区町村(指定都市除く)	男性職員	330	168	58	37	13	8	46	
		(30.2%)	(50.9%)	(17.6%)	(11.2%)	(3.9%)	(2.4%)	(13.9%)	
	女性職員	762	380	116	97	38	25	106	
		(69.8%)	(49.9%)	(15.2%)	(12.7%)	(5.0%)	(3.3%)	(13.9%)	

⁽注) 1 介護休暇取得者数は、令和5年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

^{2 「}要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の()は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が 100%とならない場合がある。)。

る。「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。 4 「介護休暇取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。